

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 5 年 4 月 5 日 ( 金 )

杉 並 区 議 会

## 目 次

### 会派異動に伴う協議事項について

- (1) 議会運営委員会委員について ..... 3
- (2) 会派控室について ..... 3
- (3) 議席について ..... 4

傍聴人の携帯品について ..... 4

### その他

- (1) 「会派事務職員・議員秘書届」について ..... 8
- (2) 政務活動費について ..... 8

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成25年4月5日(金)		午後2時11分~午後2時36分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事 大熊 昌巳	理事 渡辺 富士雄	理事 小川 宗次郎
	理事 原田 あきら	理事 小松 久子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光		
出席理事者				
事務局職員	事務局長 与島 正彦	事務局次長 朝比奈 愛郎	議事係長 野澤 雅己	庶務係長 本島 健治
	庶務係主査 牛山 信一郎	調当係査長 小塩 尚広	議会法務係長 杉原 正朗	担当書記 上野 和貴



(午後 2時11分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《会派異動に伴う協議事項について》

(1) 議会運営委員会委員について

富本理事 まず初めに、田中ゆうたろう議員から会派結成届が提出され、会派異動となったので、それに関連して協議をする。

それでは、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 3月21日付、本会議終了後に田中ゆうたろう議員から「美しい杉並」の会派結成届が提出された。また、杉並区議会自由民主党から、会派構成が12名から11名になった旨の届け出があった。

これらに伴い、協議する事項があるので、よろしくお願ひしたい。

資料1をごらんいただきたい。議会運営委員会の委員構成だが、人数案分をすると、自民党が現在の4名から3名と1名の減、公明党が2名から3名の増となる計算である。他の会派については変更はないが、この件に関してはどうするか。

富本理事 まず、今、議運の割り当ての話があったが、この件について何かあるか。

渡辺理事 うちが増えるかどうかという話だが、任期ももうすぐ終わるので、会派は変わったけれども、うちのほうはこのままでいい。いかがか。

富本理事 今、公明党からそういう提案があったが、過去にもそういう例があった。そういう形で、現状のまま委員の差しかえなしで進みたいがよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、この件については、現状のままということで承認を得た。

(2) 会派控室について

富本理事 続いて、会派控室について。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。控室については、既に引っ越しを終わらせたが、これまでの民社、ネみの倉庫として利用されていたスペースを田中議員の美しい杉並の控室とした。民社、ネみの倉庫については、自民党の応接室の一部にパーティションを設置し、スペースとして確保している。

説明は以上。

富本理事 既に移動済みだが、ネみもそのような形で使われている例もある。うちの部屋も狭くなったが、これはこういう形で運営されているのでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(3) 議席について

富本理事 続いて、議席についてである。これも事務局から説明を願う。

議会事務局次長 こちらについては、資料3をごらんいただきたい。

本会議場の議席だが、田中議員と大和田議員を入れかえる形で考えている。選挙等も近いので、この席次でご了承いただきたい。

富本理事 席次については、今、話があったが、一部の入れかえだけである。そういう形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、こちらのほうもご了解いただいた。

それでは、今の議席のことについては、議長のほうから次の本会議でお諮りをいただく形になるので、よろしく願いをする。

《傍聴人の携帯品について》

富本理事 続いて、傍聴人の携帯品についてである。現在、会議規則及び傍聴規則により、議場、及び委員会室での帽子、マフラー、コートの着用を禁止している。このことについて、ある区民の方から、許可すべきではないかという意見、要望が寄せられ、また議長からも、理事会で協議してはどうかという提案があったので、本日の議題とした。

それでは、改めて、これまでの経緯について事務局から説明を願う。

議会事務局次長 さきの1定において、一部の傍聴人の方から、以前の議長から帽子の着用の許可を受けた、かぶって傍聴しようとしたが断られた、いつからだめになったのかといった問い合わせ、意見があり、私どものほうとしては、傍聴規則で禁止されているという旨でご説明をしたところ、その点について納得をいただけなかった。

以前の議長に許可を得たということで、この時には、頭部に治療痕があったとか、介護のため髪を短く切っていたとかで見せたくないというような、そういった理由があって許可をしたものと聞いている。事務局としては、一時的に許可をしたものということで認識をしている。

ちなみに、衆参両院、都議会傍聴規則においても、帽子、マフラー、コートの着用を禁じている。

説明は以上。

富本理事 ただいま説明があったが、皆様ご承知のとおり、傍聴規則上、帽子等について

は原則着用禁止であり、やむを得ない事情により、議長または委員長が許可した場合のみ認めている。

この傍聴の方は、一度認められ、それが継続していると思いをされたということが事務局の今の見解である。また、国会等はそのような形になっているわけだが、この件について何か意見はあるか。

小松理事 帽子、マフラー、コート、これは以前、文言の訂正はした。外套、襟巻だった。

帽子、マフラー、コートが禁止されている合理的な理由を、できればこの際知っておきたい。

議会事務局長 聞くところによれば、この規則ができた当時、もちろん私はここにいなかったが、一般的に、どこかの施設へ入り、あるいはパーティーへ出かけ、何かをしたときに、当然その室内というのは外套を脱ぎ、帽子を脱ぎ、マフラーを脱ぎと、それが一般的な社会的エチケットだということが1つと、既に国会、都議会含めてこのような規定になっていたから、杉並区議会もこのようにされたと考えている。

小松理事 国会や都議会はどうかは知らないが、恐らく右へ倣えで定められたと思う。今こういう規則を持っていることの意味はないと思う。

富本理事 1つの見解として伺っておく。

この件については、議長からも協議をしてほしいという話があったが、基本的には規則で禁じられている。ただ、やむを得ない理由の場合は、今までは口頭で言って、この方についてもはっきりとした物が残っているわけではなく、何かその当時の言った、言わないみたいな話の中で認められてきて、当時青木さんが議長のときで、その後、改選も経ているが、結局ずっとそれが残ったのか残らないのかということで見解の相違があったので、規則に準じて運用していくが、ただ、やむを得ない場合は、こういう理由で帽子を認めてもらいたいんだというようなことを書いてもらって、それを委員長や議長が許可をするというような形にしてはどうかと思う。

原田理事 日本の中では、世界でも同じだが、建物の中に入ったら帽子を脱いでコートを脱ぐというのが常識というか礼儀というか、そこに対して目くじらを立てることがそんなにあるのかという気もする。ただし、こっちも同時に、おしゃれであったりファッションでしてきたものに対して、マフラーとスカーフの違いがわからないところもあったりして、そこに対して我々も目くじらを立てて絶対とれというものもなにか。ファッションの場合は認めろというルールのある方というものもすごく難しいと今考えていたが、その点では、普通は脱ぐと思う。どうしても脱ぎたくないという人については、富本理事が言った、一筆入れて入ってもらおうというのが寛容な対応だと思う。

小松理事 コートについては脱ぐのが常識というのはわかるが、帽子とマフラーについては、もうおしゃれの一環として自由であっていいと、我が会派では話し合った。許可を得なければいけないという、そのことにとっても抵抗を感じる区民はいると思うし、開かれた区議会を目指すというのであれば、この3つを、規則を取り外して何か問題があるとはとても思えない。いい機会なので、この規定は外すべきではないかと思う。

富本理事 規定を外すということについて。

原田理事 難しいと思う。私も別に、さっきも言ったようにどっちでもいいという話だが、規則上、既に国会でも都議会でもどこでも脱ぐこととなっている。私も不必要な慣例だと思うが、それがあの上は、まず第一歩、傍聴しやすい環境をつくるということでは一筆入れてというぐらいがとりあえず改善点として割といい提案だと思うが、どうか。

富本理事 原則は禁止。禁止を取り外せという話はまた議論は別で、それは決をとってもいいが。いかがか、禁止していることに対して。

小川理事 基本的には、私は小さいころから、室内に入ったら脱帽というのを教育されてきたし、社会的常識と思っている。特に、議場と似たような、これは人それぞれ見方が違うかと思うが、例えば劇場とか、そういった公演をするところでは当然脱帽である。

というのは、いろいろな理由がある。1つは後ろの人に迷惑をかけるということもある。ファッションの一部であれば何でもいいということになってしまうので、今の富本理事の提案で、私は逆に原田理事とは違う面で、ファッションの一部としてやりたいから特別な理由を書くのではなくて、あくまでも特別な理由というのは、プライバシーとかさまざまある。これ以上言わなくても多分皆さんわかると思うので、そういった場合は当然帽子はかぶってもいいかと思うが、ファッションの一部として認める、だから書くんだということは、私は認めるべきではないと思っている。

渡辺理事 小川理事に似たところがある。そもそも、相手に不快な気持ちを与えない、相手に失礼がないようにということは世界共通ではないのか。特にヨーロッパなんかもそうだが、室内では帽子をとるというのは、挨拶でもそういうのが実際ある。

さっきも言ったが、自分はいいと思っても、それこそ、では、つばの広さまで限定するのか、後ろの人が見えない状況まで、ファッションだからいいかという話、その範囲を決めるのが逆に難しくなってくる。それよりも、例えば私の知り合いもそうだが、がんで髪の毛全部脱毛して人前に出られない状況がある方もいるので、そういうところで、本当に理由がきちっとあれば認めるべきだろうと思う。それ以外については、人によってはどこまでも拡大解釈して何でもオーケーになるから、その辺の難しさもあるので、あくまでも理由を明確にしたところで議長なり委員長が許可をするということで私はい



いと思う。

大熊理事 常識として、帽子、マフラー、コートは議場内では脱ぐというのがマナーだと思ふ。特別なけがとか包帯とか、そういうのを隠すための理由がある場合は議長へ申し入れてということで、私はそれでいいと思ふ。

富本理事 小松理事、今、意見があったように、やむを得ない場合は認めるが、今のルールを全部撤廃するという考えはない。会派の主張としては自由だが、どうか。

小松理事 今の規定では、つばの広い帽子をわざわざかぶってくる方はいないと思ふし、劇場などではそうかもしれないが、後ろの人が見えないということを言うのであれば、例えばここの傍聴席は傾斜があるので、それは当たらない。

そんなに衣類について、社会常識を言わなくても当然であることをそこまで書かなければいけないだろうかというのが私には不思議に思える。常識的なことであっても文言として記載しなければいけないというのであれば、例えば水着で入ってはいけないというような、そんな規定もあるのか。

富本理事 常識論で小松理事とよく議論をすることがあったが、小松理事の会派のお気持ちはわかるが、今言ったように、共産党もそう、ある程度このやり方でとりあえずやろうということに関して理解していただきたい。そう言うのであれば、今までどおり原則全部禁止ということに戻らざるを得ない。なぜなら、みんな、その提案受け入れられないから。あなたの意見は少数で認められてない、そうすると、この案はご破算になって、要するにもととの原則に戻るしかないということになるのではないか。

小松理事 それでしたら、結構である。結構というのは、私たちとしては、この際いい機会だから、規則があること自体を見直せばと思ふが、それが皆さんの賛同を得られないのであれば、許可願を出すという形になるのか。

富本理事 はい。基本的に帽子は脱ぐということで皆さん対応されると思ふが、中に脱ぎたくないという方がいる。それでこういう問題が起きた。脱ぎたくない方に一定の整合性が、ファッションとかは問題があるが、ちゃんとした整合性がある理由であれば、それは記載した上で提出をする。そうすれば、今回起きたような、私は言われた、認められた、事務局は認めてないというような、年数がたってそういうそごも起きないし、それなりの手続を踏んで認める。録音とか撮影とかも同じような形をとっているが、そういう形をとればよるしいということ。非常にごく少数の例だし、そういう方がわざわざ傍聴に来ていただいているのであれば、その方に帽子をとれということもなかなか言いづらい。

それから、一番対応するのは巡視である。巡視が帽子を取るように注意する。例えば

今までの例だと、この人は前に認めたか認めないかよくわからないが、昔言われたから、私は認められたととらない人と、帽子をとれと言われる人が、巡視もどう説明していいかわからなくなる。そういうことをある程度きちっとけじめというか、わかりやすくするためにも、巡視が対応しやすいがためにもそういうことが必要だということ。事務局も、年代が変われば人も入れかわるし、その時々に対応になってみると、議長に対してあらぬ誤解を区民から受けることもあるので、こういう形でどうかということをご提案したので、ご理解いただきたい。

小松理事 理由を書いて、その理由を誰かが承認するという形をとるのか。

富本理事 議長とか委員長の許可を得るとのこと。ファッションというのはさすがに、原則は禁止。ご理解いただけたか。

では、異議がないようなので、そのように対応したい。事務局から何かあるか。

議会事務局次長 今の意見を踏まえ、運用面で改善をする。

富本理事 それでは、書式等の見直しもあると思うので、運用面での改善をよろしく願います。

#### 《その他》

##### (1) 「会派事務職員・議員秘書届」について

富本理事 続いて、会派事務員の届け出について、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 毎年のことだが、会派事務職員あるいは議員秘書の届け出については、年度ごとをお願いしているので、変更がない場合であっても、事務局のほうまで届け出るようお願いする。

富本理事 これは、いる会派といない会派があるが、よろしく対応をお願いします。

##### (2) 政務活動費について

富本理事 続いて、政務活動費について事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 まず、25年度第1四半期の政務活動費の支給日だが、4月10日水曜日を予定している。

また、24年度の政務調査費の収支報告書等の提出期限だが、最終の提出期限が本日4月5日なので、手続が済んでいない議員は、至急提出するようにお伝えいただきたい。

富本理事 ただいまの説明についてはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、この件についてはよろしく願いをする。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

事務局次長 あすPCの入れかえを予定しているので、データ保存等の件に関しては、よろしく願います。

小川理事 机の上が汚いかいろいろあると思うが、下見して、どかさなくていいという結論に達したのか。

庶務係主査 机の上にPCを出しておけば、こちらのほうで書類等はきちんと取り扱う。

富本理事 全員ノートになるのか。今デスクトップの人もノートにかわるのか。

庶務係主査 はい。

富本理事 ほかによろしいか。 なければ、本日の理事会を閉会する。

(午後 2時36分 閉会)